第1節 消火・救助・救急活動

方 針

町は、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努めるとともに、泉州南消防組合、泉佐野警察署、 第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)及び自衛隊は、相互に連携し、 迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

計 画

第 1 消火·救助·救急活動

1. 災害発生状況の把握

町は、被災状況の早期把握に努め、消火・救助・救急活動に必要な情報を迅速かつ的確に収集し、 関係機関への情報伝達に努める。

2. 応急活動

- (1)消火活動
 - ア 防災関係機関は、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、 建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
 - イ 延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、 効率的な消防活動を行い、火災の鎮圧に努める。
- (2) 救助・救急活動
 - ア 泉佐野警察署及び第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安 署)並びに関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施す るとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
 - イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3. 相互応援

- (1) 町及び泉州南消防組合単独では十分に消化・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、府、大阪市消防局あるいは他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 町は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。 被災市町村は、火災の状況、地理、水利の情報を町に対して提供する。
- (3) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)に応援を要請する。

第2 各機関による連絡会議の設置

町、府、泉州南消防組合、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田

海上保安署)及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第3 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、 自発的に初期消火、救助・救急活動に努めるものとする。

また、消防団、泉州南消防組合、泉佐野警察署など防災関係機関との連携に努める。

第4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第2節 医療救護活動

方 針

町、府、泉州南消防組合及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、 災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助 産を含む)を実施するものとする。

計 画

第1 医療情報の収集・提供活動

町は、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

なお、地域災害医療本部が設置された場合は、各情報を地域災害医療本部に集約し、地域災害医療本部と連携した情報の収集・提供活動を実施する。

第2 現地医療対策

1. 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

町は、災害の状況に応じ医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するよう努める。

なお、町単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府及び赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

また、地域災害医療本部が設置された場合は、地域災害医療本部を通じて医療救護班の派 遣要請を行う。

[医療救護班編成数及び構成等]:資料編「資料6-1」]

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し移動することとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、町が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

町は、必要に応じて応急救護所を設置する。なお、設置場所については、各避難所やその他 適当な安全な場所に設置する。

また、医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。なお、救護所の運営については、別途定めるものとする。

(4) 医療救護班の受け入れ・調整

町は、医療救護班の受入れについて、府の支援・協力のもと救護所への被災状況に応じた 配置調整を行う。

2. 現地医療活動

- (1) 救護所における現地医療活動
 - ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に編成、派遣された医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアー ジ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

府、各医療関係機関等が派遣する主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療(必要に応じて小児科・精神科・歯科 診療等)を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

- (2) 医療救護班の業務
 - ア 患者に対する応急処置
 - イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
 - ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
 - 工 助産救護
 - オ 被災住民等の健康管理
 - カ 死亡の確認
 - キ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

1. 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入 院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受け入れ病院の選定と搬送

町は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。なお、地域災害医療本部が設置された場合は、地域災害医療本部との連携を図る。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として泉州南消防組合が所有する救急車で実施する。泉州南 消防組合が救急車を確保できない場合は、町が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

患者のドクターヘリ、消防防災ヘリ及び自衛隊機などの航空機等による搬送は、町長が必要に応じ、府または大阪市消防局等、関係機関に対し要請する。

2. 災害医療機関の役割

- (1) 災害拠点病院
 - ア 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる

地域災害拠点病院間の調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ・ 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症侯群、広範囲熱傷等の災害時に多発 する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- 医療救護班の受け入れ、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣
- ・ 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との 調整
- 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
- (2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ア 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供
- イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- エ 疾病に関する情報の収集及び提供
- (3) 町災害医療センター

町災害医療センターは、次の活動を行う。

- ア 田尻町の医療拠点としての患者の受け入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整
- (4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び町災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

[各災害医療機関]:資料編「資料6-2」]

第4 医薬品等の確保・供給活動

町は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療 要資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

町及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、 周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災 害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。